

新潟県の園芸産地における
事業継続強化対策事業の実施について

令和4年12月

新潟県農林水産部

新潟県の園芸産地における事業継続強化対策事業の実施について

第1 趣旨

新潟県の園芸産地における事業継続強化対策事業は、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知）（以下「実施要領」という。）、新潟県補助金等交付規則及び新潟県農産園芸費補助金等交付要綱に定めるもののほか、この定め（以下「実施についての定め」という。）により実施する。

第2 取組主体

本事業の取組主体は、交付等要綱別表に定めるとおりとする。

第3 事業の内容

実施要領第2に定めるとおりとする。

第4 実施の手続き等

1 事業実施計画の作成等

取組主体は、実施要領第7の3に定める別記様式第1号により、産地事業計画（以下「産地計画」という。）を作成し、別途定める期日までに地域振興局長を經由して知事に申請する。

取組主体が市町村以外の場合、原則としてハウスの所在する市町村を經由し、地域振興局長に産地計画を提出する。ただし、取組主体が作成した産地計画が複数の市町村にまたがる場合等はこの限りでない。

2 産地計画の承認

知事は、北陸農政局長と所要の手続きを経た上で産地計画を承認し、取組主体に通知する。

3 産地計画の変更

取組主体は、承認を受けた産地計画について、次に定める重要な変更を行おうとする場合には、1及び2に準じて手続きを行う。

- (1) 経費の配分の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 取組主体の変更
- (4) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (5) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第5 計画の事前承認

取組主体は、実施要領第7の5により、事業年度開始前に産地計画を作成・提出する場合は、第4に準じて手続きをする。

第6 事業の着工等

取組主体は、実施要領第7の6（2）により交付決定前に着工等を行う場合にあっては、事業の承認・割当内示があつてから着工等をするものとし、あらかじめ実施要領別記様式第3号の交付決定前着手届を第4の1に準じて提出する。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 市町村を經由して産地計画を提出した取組主体は、実施要領別記様式第4号により、産地計画の事業の実施状況を事業実施年度の翌年度の4月末までに市町村長へ報告する。

市町村長は、取組主体からの事業実施状況報告書を取りまとめ、地域振興局長を經由して知事に事業実施年度の翌年度の5月末までに報告する。なお、事業の成果目標等に対して達成が遅れていると判断される場合等には、市町村長は、地域振興局長と協力して取組主体に対して必要な指導を行い、その内容について併せて知事に報告する。

- 2 市町村を經由せず産地計画を提出した取組主体は、実施要領別記様式第4号により、産地計画の事業の実施状況を事業実施年度の翌年度の5月末までに地域振興局長を經由して知事へ報告する。なお、事業の成果目標等に対して達成が遅れていると判断される場合等には、地域振興局長は取組主体に対して必要な指導を行い、その内容について併せて知事に報告する。

- 3 市町村が取組主体の場合、市町村長は、実施要領別記様式第4号により、産地計画の事業の実施状況を事業実施年度の翌年度の5月末までに地域振興局長を經由して知事へ報告する。なお、事業の成果目標等に対して達成が遅れていると判断される場合等には、地域振興局長は市町村長に対して必要な指導を行い、その内容について併せて知事に報告する。

第8 事業の評価等

- 1 市町村を經由して産地計画を提出した取組主体は、実施要領別記様式第6号により、産地自己評価シートを目標年度の翌年度の4月末までに市町村長へ報告する。

市町村長は、取組主体からの産地自己評価シートを取りまとめ、地域振興局長を經由して知事に目標年度の翌年度の5月末までに報告する。

- 2 市町村を經由せず産地計画を提出した取組主体は、実施要領別記様式第6号により、産地自己評価シートを目標年度の翌年度の5月末までに地域振興局長を經由して知事に報告する。

- 3 市町村が取組主体の場合、市町村長は、実施要領別記様式第6号により、産地自己評価シートを目標年度の翌年度の5月末までに地域振興局長を經由して知事に報告する。

- 4 知事は取組主体の産地計画を取りまとめ、自己評価シートと併せて北陸農政局長に報告するとともに、北陸農政局長による点検評価において、成果目標が達成されていないと判断された場合、取組主体に対し目標達成するまでの毎年度、実施要領別記様式第9号に準じて、改善計画を提出させる。

第9 事業の推進

県は、関係機関と連携し、事業計画の策定、事業の実施及び事業実施後の取組等について、指導助言に当たる。

第10 事務取扱及び事務処理方法

- 1 県における事業に係る事務取扱は、地域振興局及び農林水産部農産園芸課が行う。
- 2 事業の実施に当たり、取組主体が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表による。

第11 助成

県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行う。

第12 その他

これに定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この定めは、令和3年4月1日から施行する。

附則

この定めは、令和4年1月24日から施行する。

附則

この定めは、令和4年12月16日から施行する。

別表

書類の提出先、提出部数及び事務処理系統

提出する書類	部数	事務処理系統（数値は必要部数）
【実施についての定めによるもの】 産地事業計画書（実施要領別記様式第1号） 交付決定前着手届（実施要領別記様式第3号） 事業実施状況報告書（実施要領別記様式第4号） 事業評価報告書（実施要領別記様式第6号） 改善計画（実施要領別記様式第9号）	 4 4 4 4 4	 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1) 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1) 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1) 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1) 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1)
【新潟県農産園芸費補助金等交付要綱によるもの】 補助金交付申請書(変更を含む) 補助金概算払請求書 補助金実績報告書 遂行状況報告書	 4 4 4 4	 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1) 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1) 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1) 取組主体(4)→市町村(3)※→地域振興局(2)→農産園芸課(1)

※ 取組主体が市町村以外の場合、原則としてハウスの所在する市町村を経由し書類を提出する。

※ 取組主体が作成した産地計画が複数の市町村にまたがる場合等は、市町村を経由せず地域振興局へ書類を2部提出する。